

# 地域密着型サービス 整備事業概要

## 1. 整備に当たっての基本事項

- (1) 事業者は、法令等を遵守し、社会福祉に熱意と理解を有し、かつ長期的に安定した施設運営が見込めるものであること。
- (2) 計画について近隣住民等への説明を必ず行い、事前に十分な理解を求めるとともに、開設後は関係機関との連携や地域との交流活動、ボランティアの受入れ等を通じて、地域に開かれた運営であること。

## 2. 整備内容

### (1) サービス

1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 29 床</li><li>・ ユニット型</li><li>・ 1 ユニット 10 名以下</li><li>・ 形態（単独・サテライト型・併設型）は問わない</li><li>・ サービス提供は 3 階以下ですること</li><li>・ 事業者は社会福祉法人であること（設立予定者も可）</li><li>・ 利用者は身延町民に限定</li></ul>
---	--------------------------	---

(2) 圏域：身延町全域

(3) 期間：平成 29 年度中に開設

(4) 併設の場合、サービス種別ごとに書類を提出するとともに、別紙（様式自由）として、併設を希望するサービス内容と併設による効果等について記載したものを添付すること。

また、単独サービスの指定候補となった場合の対応についてもその中に必ず含めて下さい。

## 3. 土地・建物

(1) 予定地については、抵当権等施設存続の支障となりうるような権利設定が無いこと。

(2) 都市計画法・建築基準法、消防法、その他関係法令により建築に支障が無いことを十分確認すること。  
特に、開発許可等について、関係部局に事前に確認すること。

(3) 賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借期間は 20 年以上とし、契約期間満了に双方異議ない場合は契約が自動更新される旨の記載がなされた契約であること。

## 4. 施設整備への支援について

選定された事業者が行う施設整備事業に対して、山梨県の「山梨県介護基盤整備事業費補助金」及び「山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金」を財源として、町から補助金を交付する予定です。

ただし、山梨県の平成 29 年度予算編成等により、補助金単価の減額がされることもあります。

また、補助事業として採択されない場合や年度内に施設整備が完了しない場合等は補助金の交付を受けられないことがあることを予めご了承ください。

## 5. その他の注意事項

- (1) 指定候補者に決定された事業者は、指定が確定されたものではなく、後日指定申請を行い、基準を満たさない場合は指定をしないこともある。

- (2) 町長は次に該当する場合は指定候補者としての決定を取り消すことができる。
- ・指定候補者に決定されたが、法令に違反するなど指定候補者として適正でないと認められるとき。
  - ・指定候補事業者から事業の遂行が困難になったことにより指定候補事業者の辞退の申し出があったとき。
- (3) 法人設立予定者については設立時期が明確であり、指定までの間に設立が確実に見込まれること。
- (4) 原則、提出書類に沿って事業を実施することとなるため、応募に当たっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出すること。
- (5) 事業者は介護保険法に基づく指定基準を満たすとともに、同法上の指定業者として適正に事業を実行すること。
- (6) 当該法人及び代表者について、法人税、住民税等の滞納がないこと。
- (7) 身延町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にあるものは一切応募できない。これに違反していることが判明した場合は審査を行うことなく失格とする。
- (8) 応募受付後にやむを得ない事情で応募を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。  
なお、指定候補事業者として選定された後に辞退することは、町の計画全体におおきな支障をきたすため、確実に事業を実施できる見込みを持って応募すること。
- (9) 地元説明を行うにあたっては「今回は応募のための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない」という前提をよく説明しておくこと。  
また、選定結果通知後速やかに結果を伝えること。
- (10) 質問について
- ①受付方法  
別紙「地域密着型サービス事業者公募に関する質問票」に記入し  
FAX又は電子メールで提出して下さい。  
電話や口頭での質問には一切答えられません。
- ②受付期間  
平成28年12月1日(木)～12月15日(木)午後3時まで
- ③回答の方法  
FAX又は電子メールで回答するとともに、その内容を周知する必要がある場合は、回答をホームページで公表します。

## 6. 問合せ先

身延町役場福祉保健課

介護保険担当

〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石117番地1

TEL 0556-20-4611

FAX 0556-20-4554

E-mail [fukushihoken@town.minobu.lg.jp](mailto:fukushihoken@town.minobu.lg.jp)